

児童福祉審議会母子保健専門分科会について

【資料1】
令和7年2月3日
岡山市児童福祉審議会
第4回母子保健専門分科会

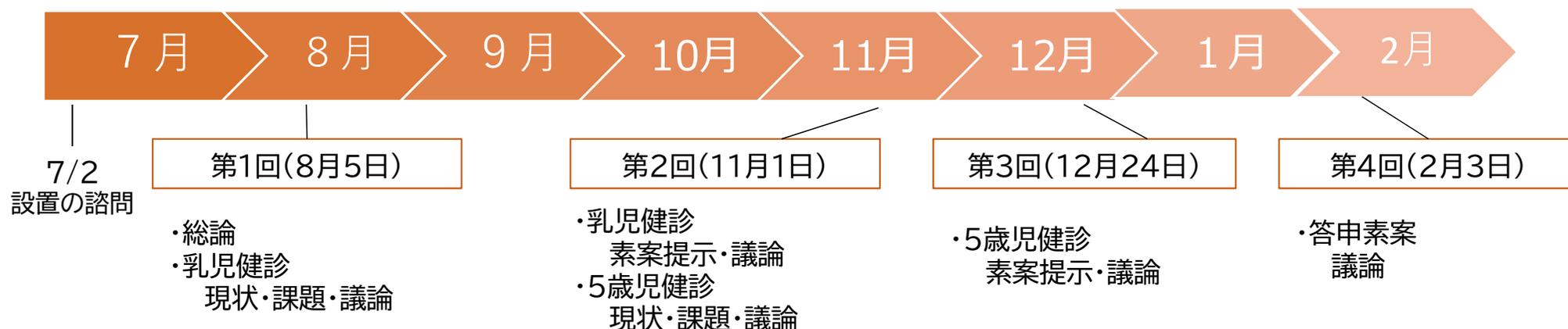
1. 所掌事務

母子保健に関する事項の調査審議(乳児及び5歳児の健康診査に関すること)

母子保健法(抜粋)

第7条 児童福祉法第8条第2項に規定する(中略)児童福祉審議会は、母子保健に関する事項につき、調査審議するほか、(中略)市町村長の諮問にそれぞれ答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

2. スケジュール(案)



3. 構成委員

○母子保健専門分科会 9名(うち臨時委員8名)

学識者2名、児童精神科医2名、小児科医2名、産婦人科医1名、幼児教育・保育専門家2名

4. 諮問の概要

○乳幼児健康診査のあり方について

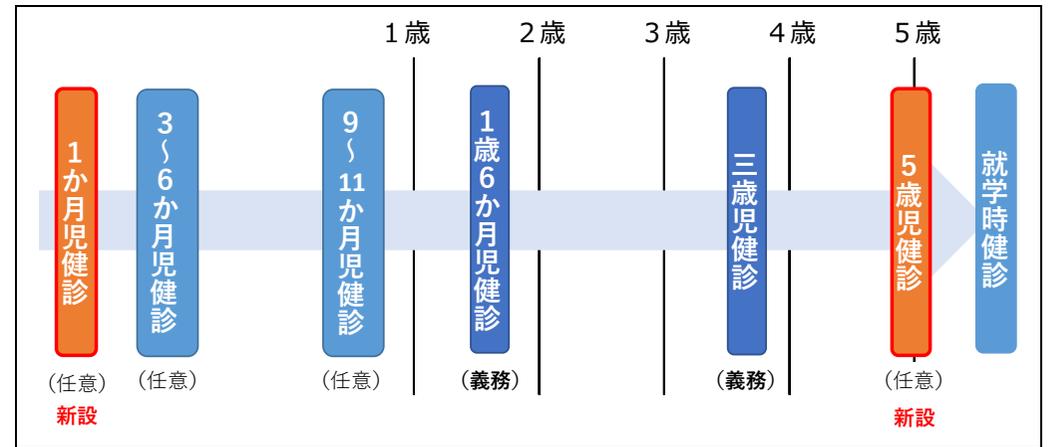
1歳児までの乳児健康診査の時期や健診項目、5歳児健康診査の必要性等

乳幼児健康診査に関する国の動向

- ・(これまで)母子保健法等で健康診査について規定
 - 第12条(義務) 「1歳6か月児」, 「3歳児」
 - 第13条(任意) 「市町村は、必要に応じ、(中略)健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。」

※対象月齢は、地方交付税上、「3～6か月頃」及び「9～11か月頃」を想定

- ・令和5年度国補正予算において、「1か月児」及び「5歳児」の健康診査に係る補助制度を創設



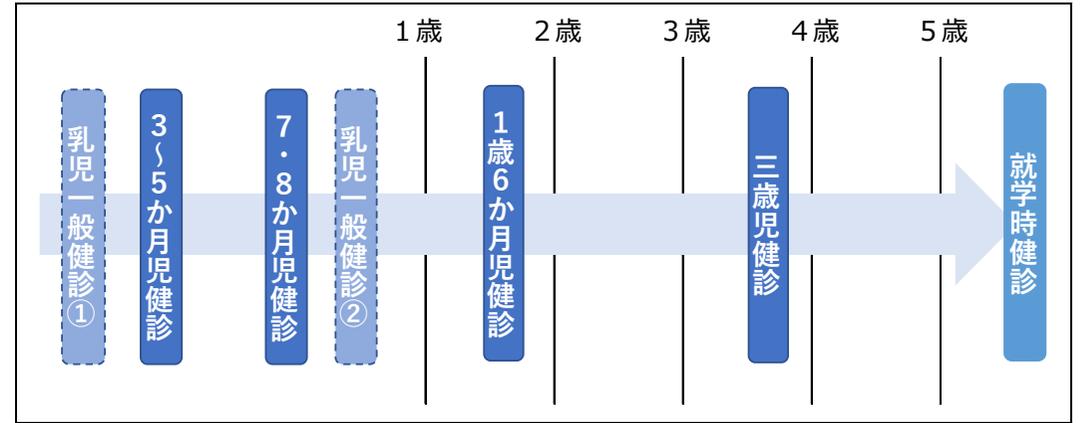
(国制度の概要)

	1か月児健康診査	5歳児健康診査
目的	身体疾患が顕在化する時期である1か月児に対し健診を行い、疾病及び異常の早期発見、進行の未然防止、養育環境の評価と養育者への育児に関する助言を行うことで、乳児の健康の保持及び増進を図る	発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対し健診を行い、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行うことで、幼児の健康の保持及び増進を図る
実施方法	個別健康診査	集団健康診査(巡回方式や園医方式の組み合わせも可) ※個別健診であっても、必要な健診実施、その内容を踏まえた多職種による保健指導、カンファレンス等の実施で補助対象となる(国QA)
対象者	1か月児(出生後27日超、生後6週未満を標準)	満5歳になる幼児(4歳6か月から5歳6か月を標準)
項目等	①身体発育状況 ②栄養状態 ③疾病及び異常の有無 ④新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況確認 ⑤ビタミンK2投与の実施状況の確認及び必要に応じて投与 ⑥育児上問題となる事項	①身体発育状況 ②栄養状態 ③精神発達の状況 ④言語障害の有無 ⑤育児上問題となる事項 (生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等) ⑥その他の疾病及び以上の有無
補助単価	1人当たり4千円 (補助率1/2)	1人当たり3千円 (補助率1/2)

岡山市の乳幼児健診の現状

■岡山市の乳幼児健診の実施状況

- ・ 乳児一般健康診査第1回(1～2か月を目安)
 - ・ 乳児一般健康診査第2回(9～11か月を目安)
 - ・ 3～5か月児健康診査
 - ・ 7・8か月児健康診査【一部自己負担あり】
 - ・ 1歳6か月児健康診査
 - ・ 三歳児健康診査
- 1歳になる月の月末まで



■健診受診率等(R5年度)

	受診者数	受診率	自己負担	健診方法	使用可能年齢	償還払い	使用できる地域
乳児一般健診①	4,659 人	94.4 %	無料	個別	1歳に達した月の月末まで	無	県内
乳児一般健診②	3,705 人	75.1 %	無料	個別	1歳に達した月の月末まで	無	県内
3～5か月児健診	4,720 人	96.1 %	無料	個別	3～5か月児	無	県内
7・8か月健診	4,146 人	82.2 %	3,140円	個別	7・8か月児	無	市内(特定の医療機関)
1歳6か月児健診	5,071 人	97.4 %	無料	集団	-	-	-
三歳児健診	5,274 人	96.0 %	無料	集団	-	-	-

※乳児一般健診対象者数:令和5年10月1日時点0歳住基人口4,936人

幼児検診対象者数:各健診の受診券発行部数

岡山市の乳幼児健診の現状

■月齢別健診受診状況（R5年度）

（単位：人）

	0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月	計
乳児一般健診①	1,070	3,317	13	3	0	1	44	42	26	32	42	13	56	4,659
乳児一般健診②	6	12	0	1	0	8	395	47	27	104	340	599	2,166	3,705
3～5か月児健診				2,683	1,769	268								4,720
7・8か月児健診								2,118	2,028					4,146

- ・ 乳児一般健診について、0か月～1か月の間に4,387人の人が使用しており、うち国の示す1か月児（出生後27日超、生後6週未満を標準）健診の対象時期に受診した人は、4,112人（88.3%）であった。
- ・ 2回目の受診券を使用した人のうち、市の推奨する期間9か月～11か月の間に使用した人は1,043人（28.2%）であった。
- ・ 受診時期を指定しないことで個々により受診月にバラつきが生じている。

全ての乳児健康診査を未受診 111人

【未受診の背景】 ※未受診者のうち、任意の38名を抽出して調査

- ・他の保健事業（予防接種や家庭訪問）の利用記録はあるが、市乳児健診の利用が確認できない …約60%
- ・超低出生体重児（1000g以下）などハイリスク児で、健診利用が確認できない … 約25%
- ・虐待の疑いがある家庭や支援を必要とする母子として保健師が対応（受診勧奨等）している … 約1%
- ・その他、長期里帰りや転出など市に居住の実態がないなど。

岡山県内15市の乳幼児健診の現状

個別健診

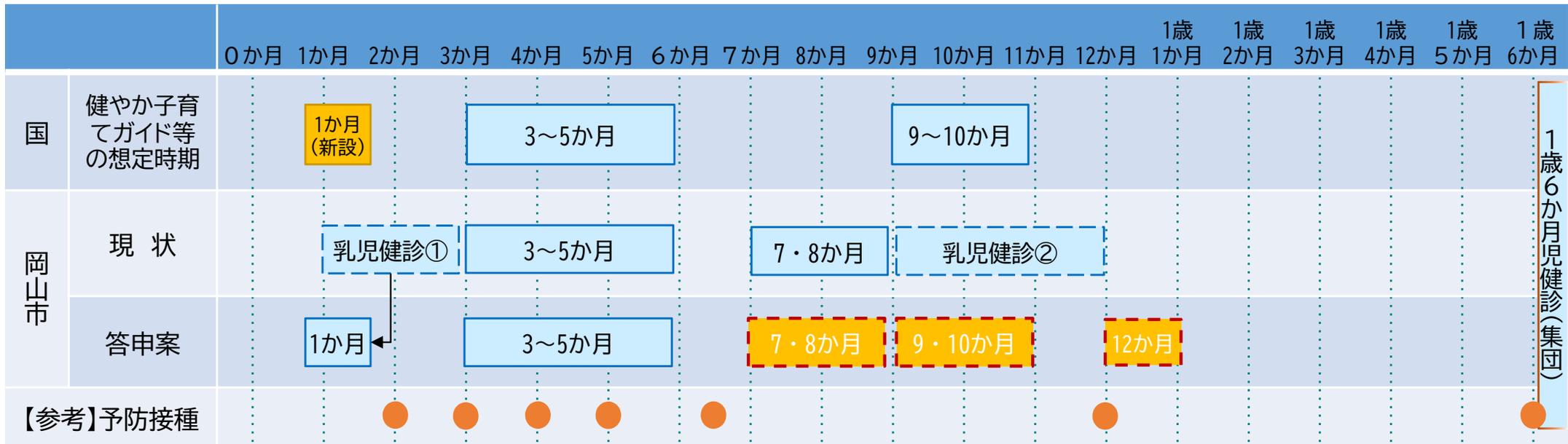
集団健診

	回数	0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月	1歳6か月	3歳	特記				
岡山市	4回			乳児健診①	3~5か月				7・8か月		乳児健診②				集団	集団	乳児健診は推奨時期				
倉敷市	3回				3~5か月			乳児健診①		乳児健診②				集団	集団	乳児健診は推奨時期					
津山市	3回				3~4か月			乳児健診①			乳児健診②				集団	集団	乳児健診は推奨時期				
玉野市	3回				3~4か月			乳児健診①											集団	集団	
笠岡市	3回				3~4か月			乳児健診①			乳児健診②				集団	集団	乳児健診は推奨時期				
井原市	3回				乳児健診①		4か月				乳児健診②				集団	集団	乳児健診は推奨時期				
総社市	3回				3~4か月			乳児健診①			乳児健診②				集団	集団	乳児健診は推奨時期				
高梁市	3回				乳児健診①		3~4か月			乳児健診②		9~10か月				集団	集団	乳児健診は推奨時期			
新見市	4回			乳児健診①	3~4か月			乳児健診②			9~10か月				集団	集団	乳児健診は推奨時期				
備前市	3回				乳児健診①		3~4か月				乳児健診②				集団	集団	乳児健診は推奨時期				
瀬戸内市	3回			乳児健診①	4か月						乳児健診②				集団	集団	乳児健診は推奨時期				
赤磐市	3回				乳児健診①		3~4か月				乳児健診②				集団	集団	乳児健診は推奨時期				
真庭市	4回	乳児健診①②												集団	集団	乳児健診は推奨時期					
美作市	3回	乳児健診①											乳児健診②		集団	集団	乳児健診は推奨時期				
浅口市	3回			乳児健診①	3~4か月						乳児健診②				集団	集団	乳児健診は推奨時期				

まとめ(乳児健診)

乳児健診(1歳まで)について

- ・ 健診の時期・健診項目を定め、健診回数は、現行の4回を維持する
 - ・ 実施時期については以下のとおりとする
 - 1か月 (27日超～6週未満)
 - 3～5か月(3か月～6か月の前日 現行通り)
 - 7・8か月 (7か月～9か月の前日)
 - 9・10か月(9か月～11か月の前日)
 - 12か月 (12か月～13か月の前日)
- このうち2つ(調整中)



5歳児の就園と健診の状況

■ 5歳児(4歳児クラス)の就園状況

対象:対象:5, 425人(令和元年4月2日～令和2年4月1日生の令和6年4月1日現在住民登録あり)

	認可保育施設区分			認可外保育施設	不明
	保育園	認定こども園	幼稚園		
保育施設等利用 (令和6年4月1日時点)	2,080	2,282	784	194	85
保育施設障害認定児数 (令和6年10月1日時点)	188	174			

■ 保育施設等の健診実施状況

	認可保育園	認定こども園	幼稚園	認可外保育施設
施設数 (令和6年8月8日時点)	89	70	40	87
健診回数	定期健康診断 (年2回)	定期健康診断 (年2回)	定期健康診断 (年1回)	定期健康診断 (年2回)
内容	身体測定 内科診察	身体測定 内科診察※尿検査	身体測定 内科診察※尿検査	身体測定 内科診察
	歯科検診	歯科検診	歯科検診	歯科検診※任意
根拠法令	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準		学校保健安全法	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

まとめ(5歳児健康相談)

○就学に向けてこどもの発達を振り返る機会として、健康相談につなげる

① 案内

◎5歳児全員に健康相談を案内

5歳になる前々月に健康づくり課から個別案内を送付する。

普段の診療や園生活の中で、気になる児や保護者にかかりつけ医・保育園・幼稚園等からも声かけをする。

② 健康相談(会場:岡山市保健所健康づくり課)

1 子育てや発達について気になる保護者が各自Webで5歳児健康相談を予約する。

(療育や医療を受けていても希望する人は相談を受けられる)

2 予約者に健康づくり課から相談票を電子送付する。(※相談票については検討)

3 5歳児健康相談に予約者(親子)が来所。(案内が届いてから5歳6か月になる末月まで)

小児科医、保健師等による相談 ※想定:約180件/年(15件/1回×12回(月1回))

③ 事後

◎児童精神科医による保健所の専門相談(乳幼児こころの相談)

◎保健センターによる継続支援

◎保育園等の関係機関と家庭での経過観察、継続支援

◎医療機関(小児科・小児神経科医・児童精神科等)の紹介

◎発達障害者支援センターでの相談支援

◎2年越しの就学相談の紹介